

## 一般財団法人国際法学会会員規程

2012年10月5日第1回理事会で決定

### (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人国際法学会の会員について必要な事項を定めることを目的とする。

### (会員)

第2条 一般会員は、当法人の目的に賛同し、その事業に自ら従事する者（学生会員を除く。）とする。

2 学生会員は、当法人の目的に賛同し、その事業に自ら従事する者であつて、学生の資格を有するものとする。

3 維持会員は、当法人の目的に賛同し、その事業を支援する者（団体を含み、法人格の有無を問わない。）とする。

4 名誉会員は、当法人に特別の功労のある者とする。

### (事業への参加等)

第3条 会員は、会員総会での発言その他適切な方法で、当法人の役員人事及び運営について意見を述べることができる。

### (入会)

第4条 一般会員、学生会員及び維持会員としての入会は、一般会員2名の推薦に基づき、理事会の3分の2以上の賛成がある場合にこれを認める。

2 名誉会員は、理事会の5分の4以上の賛成により、一般会員の中から選定する。

### (会員の会費)

第5条 一般会員の会費は年間1万円とする。

2 学生会員の会費は年間7000円とする。ただし、この規定の適用は、在学証明書の提出に基づくものとする。

3 維持会員の会費は年間1口3万円とする。口数は維持会員となることを希望する者の申し出による。その申し出の変更があれば事後は変更後の口数とする。

4 名誉会員の会費は無料とする。

### (会費の支払時期及び方法)

第6条 前条に定める会費は、当学会からの請求に応じて、各年度のはじめに支払うものとする。

2 会費の支払いの方法は理事会が定める方法による。

(退会)

第7条 会員は、申し出により退会することができる。その申し出が年度途中である場合には、当該年度の会費の納入義務を負う。

2 理事会は、次のいずれかに該当する会員を退会させることができる。

(1) 理事会の3分の2以上の賛成により、会員の不祥事その他の事由により、当法人の会員として相応しくない旨の決定があった場合

(2) 3年以上、会費を滞納した場合

**附則**

1 この規程は、一般財団法人国際法学会の設立の日に遡って施行する。

2 この規程の施行日の前日に、次の各号に掲げる種類の財団法人国際法学会会員であった者は、格別の手続をとることなく、それぞれ当該各号に定める会員とする。

(1) 通常会員 一般会員

(2) 通常会員であって大学院学生として会費の割引を受けていた会員 学生会員

(3) 維持会員 維持会員

(4) 名誉会員 名誉会員

3 財団法人国際法学会の「会員資格に関する内規」第4条第3項により一時金10万円を納付した者については、前項の規定により一般会員となった後もこの規程第4条第1項の定めにかかわらず、会費を納入する義務を負わないものとする。

**附則**

2013年1月13日理事会における一部修正